

令和2年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月8日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議 長 | 7番 | 伏 屋 隆 男 |
| 副 議 長 | 4番 | 尾 関 俊 治 |
| 議 員 | 1番 | 間 宮 寿 和 |
| 〃 | 2番 | 關 谷 樹 弘 |
| 〃 | 3番 | 高 橋 伸 治 |
| 〃 | 5番 | 川 島 功 士 |
| 〃 | 6番 | 田 島 清 美 |
| 〃 | 8番 | 岡 田 文 雄 |
| 〃 | 9番 | 安 田 敏 雄 |
| 〃 | 10番 | 長 野 恒 美 |

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|----------|---------|
| 町 長 | 古 田 聖 人 |
| 副 町 長 | 川 部 時 文 |
| 教 育 長 | 野 原 弘 康 |
| 監 査 委 員 | 小 林 正 明 |
| 総 務 部 長 | 村 井 隆 文 |
| 企画環境経済部長 | 堀 仁 志 |

| | |
|------------------------|---------|
| 住 民 福 祉 部 長 | 服 部 敦 美 |
| 建設部長兼水道部長 | 田 中 幸 治 |
| 教 育 文 化 部 長 | 足 立 篤 隆 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 那 波 哲 也 |
| 総 務 課 長 | 佐々木 正 道 |
| 企 画 課 長 | 山 内 明 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 平 岩 敬 康 |
| 書 記 | 早 崎 千 穂 |

1. 議事日程（第1号）

令和2年9月8日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第6号報告 令和元年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第5 第7号報告 令和元年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第6 第57号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第7 第58号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第8 第59号議案 町道の路線認定について
- 日程第9 第60号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 第61号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 第62号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 第63号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 第64号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第66号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第67号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第17 第68号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 第69号議案 令和元年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい

て

日程第19 第70号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計決算の認定について

日程第20 第71号議案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第21 第72号議案 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療機関や介護施設等への公的支援の拡充を求める意見書について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和2年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 間 宮 寿 和 議員

6番 田 島 清 美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告を申し上げます。

監査委員より、令和2年度6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付をさせていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 次に、理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、円城寺雨水調整池周辺歩道整備及び側溝新設工事1件、北門間汚水幹線管渠埋設に伴う配水管布設替工事1件、北門間汚水幹線管渠埋設工事1件、松枝処理分区（59工区）管渠埋設工事1件、下水道工事（松枝59工区）に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事（2工区）1件、中央公民館2・3階トイレ改修工事1件、下水道工事（松枝59工区）に伴う配水管・配水補助管布設替工事（1工区）1件、以上7件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資

料1ページから12ページをお目通しください。以上であります。

日程第4 第6号報告、日程第5 第7号報告及び日程第6 第57号議案から日程第21
第72号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第6号報告及び日程第5、第7号報告の2報告、日程第6、第57号議案から日程第21、第72号議案までの16議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告1件、資金不足比率の報告1件、専決処分の承認2件、町道路線認定1件、令和2年度一般会計ほか4件の補正予算5件、令和元年度一般会計ほか4件の決算認定5件、令和元年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定1件、以上、報告を含め16件の案件であります。

詳細につきましては、副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案の1ページ、第6号報告 令和元年度笠松町健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

まず、実質赤字比率でございますが、こちらは一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字がございませんのでハイフンの表示となっております。

また、2つ目の連結実質赤字比率でございますが、全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であります。こちらにも連結実質赤字がございませんのでハイフンの表示としております。

3つ目の実質公債費比率でございますが、こちらは地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。6.4%であります。昨年は6.5%でしたので、若干下がっております。

4つ目の将来負担比率でございますが、こちらは地方債現在高、債務負担行為による支出予定額など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。こちらは一部事務組合、第三セクター全て含んでおりますが、81.5%で、昨年度は81%でしたので若干悪くなっております。

以上、令和元年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

続きまして、2ページの第7号報告 令和元年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

水道事業会計、下水道事業会計とも公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。資金不足がないため、ハイフンの表示となっております。

以上が2つの報告でございます。

続きまして、議案の3ページの第57号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

5ページにありますように、令和2年7月17日に専決をさせていただきました。補正額は409万4,000円であります。

内容でございますが、8ページにございますように、歳出から御説明させていただきますが、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費において、こちらは梅雨時期の長雨により町内全域で道路修繕箇所が多発し、職員による応急措置を行いました。この穴埋めに使用する常温合材といいますが、こちらの消費量が見込みを大幅に上回ったことにより、原材料費を31万7,000円増額させていただきました。

そして、第3項 河川費、第1目 河川維持費におきまして、こちらは木曾川の増水により排水ひ管管理業務における災害時の緊急出動時間が想定以上となったことによる委託料の増額を45万2,000円行っております。ひ管は2か所ございますが、7月6日から7月14日にかけて延べ73時間出動となりました。財源につきましては全額国庫の委託金を充てさせていただきます。また、7月8日の豪雨及び、今申し上げました木曾川増水によるひ管ゲート締切りの影響により、排水路へ流入した雨水が円城寺排水機ポンプ場の能力以上の流入であったため、その上流域の一部で、岐南町域でございますが、道路冠水被害が発生いたしました。その際に流木及び刈草を巻き込み排水ポンプの機能を十分に発揮できない状況でありましたので、水路にステンレス製スクリーンを設置することいたしました。これに必要な工事請負費を47万5,000円増額させていただきました。

また、4項 都市計画費、第2目 公園費におきまして、こちらも7月8日の木曾川の増水により、みなと公園の一部が冠水し、土砂及び流木が堆積しました。この撤去、せせらぎ水路

の清掃を行うための委託料を197万円増額させていただきました。また、サイクリングロードの一部も冠水し、土砂及び流木の撤去作業を実施するため、工事請負費を88万円増額させていただきました。今回この補正に要する財源につきましては、前年度繰越金を充てさせていただきました。

以上が一般会計専決の第3号であります。

続きまして、9ページの第58号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

令和2年8月5日に専決をさせていただきました。補正額は4,244万9,000円であります。

大きく2つの補正を行わせていただきました。

13ページの歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、平成21年3月に策定いたしましたリバーサイドタウンかさまつ計画を令和の時代に即したまちづくり計画にバージョンアップするため、官民連携事業の導入に当たり多様なスキームの検討、運営事業の採算性などを検証する委託料を1,353万円計上させていただきました。委託の内容といたしましては、前提条件等の整備、関係者等への意向調査、施設計画、官民連携事業導入の可能性の検討、基本計画の取りまとめ等でございます。財源につきましては、今回国土交通省の先導的官民連携支援事業の採択を受けて行うものでございまして、全額国庫補助金で対応いたします。

続きまして、第9款 教育費、第4項 社会教育費、第2目 公民館費であります。こちらは新型コロナウイルス感染症対策として、笠松中央公民館の換気機能強化を図るため、換気窓の設置及び換気設備を新たに設置するとともに、施設利用者の接触機会の減少を図るため、トイレの手洗いや便器の自動化等、そういった改修を実施するための設計監理委託料及び工事請負費を補正いたしました。設計監理委託料は46万2,000円。工事の内訳といたしましては、換気扇設置が31か所、それから茶華道室の換気設備の設置で1,540万円、そしてトイレの改修につきましては、先ほど町長が諸般の報告をいたしました。議案資料の10ページに2階、3階のトイレの洋式化、手洗い自動化、そして1階の照明、手洗い自動化等の内容が書いてございますのでお目通しいただきたいと思います。1,305万7,000円です。財源は、全て地方創生臨時交付金を充てさせていただきました。

続きまして、議案の14ページをお開きいただきたいと思います。

第59号議案 町道の路線認定についてであります。

議案資料の13ページと14ページに書いてございますので、そちらも併せて御参照いただき

いと思います。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

長池及び江川地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものでございます。長池20号線は起終点とも長池でございまして、場所は長池字松ケ枝地内、延長は47.7メートル、幅員は6メートルから11.7メートル。江川17号線につきましては、起終点とも江川でございまして、場所は江川字村西地内で、延長は40.1メートル、幅員は6メートルから8メートルであります。

続きまして、15ページから31ページにわたっておりますが、第60号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正額は3億9,263万円と大きな補正額となっております。

まず、29ページの歳出から御説明申し上げます。

説明欄の太文字となっている事業がいたるところにございますが、こちらは前回の全協で企画部長から御説明申し上げましたように、新型コロナ対策の補正を分かりやすくちょっと太文字にしてありますのでよろしく願いいたします。財源は全て国の新型コロナウイルス対策の交付金で対応しております。

まず、25ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費でありますが、こちらは各避難所における感染症防止対策備品を整備するに当たり、町の中心に位置する県町書庫を備蓄倉庫の拠点とするため、改修工事に係る費用を1,890万3,000円計上しております。県町書庫改修工事設計監理委託料が190万3,000円、それから改修工事費につきましては1,700万円を計上しております。平成3年にこの建物を建築してございまして、改修を重ねてきましたが、これ以上の補修は無理との判断で、全面をガルバリウム鋼板でカバーする工事を行うものでございます。財源は先ほど申し上げましたように、コロナ対策の臨時交付金で充てます。

5目 町民バス運行費でありますが、こちらは昨年実施したタウンミーティングでの意見を受けて行う巡回町民バスの改善のための補正であります。路線変更に伴う車内外の表示及びアナウンス変更による修繕料を20万円、そして10月から始発と最終便の時間を拡大することによる運行便数の増加に伴う半年分の委託料を116万9,000円増額させていただいております。なお、この運転管理業務委託につきましては、令和元年から令和3年度までの長期継続契約を結んでございまして、今年度分については先ほど補正をいたしました。そして、20ページの債務負担行為の設定の変更も行ってございます。これは1年分の額を補正しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

そして、もう一つは新型コロナウイルス感染症拡大による新たな生活様式を確立すべく、地

域の交通機関の安定維持を図るため、老朽化した巡回町民バス車両の2台の更新に係る経費を合わせて4,413万1,000円計上させていただきました。特注車両でありまして、製造までの時間がかかりますので、こちらも20ページにございますように全額繰越明許をさせていただいております。現在、リフト付きのバス1台と応援寄附金で購入したバス2台で運行しておりますが、新車両導入後のバス体制については万全を期すため、今後どのバスを残すか検討していきたいと思っております。

続きまして、6目 防災対策費で、4つの補正を行っております。現行の防災無線の親卓は平成20年に更新いたしまして、耐用年数の10年を既に経過しております、4月には親卓専用内部自動プログラム送出装置が故障いたしまして、機能の一部が使用不能となるなどの不具合が生じているため、親卓設備の更新に向けた施設更新設計業務委託料を44万円計上させていただきました。更新の時期は、防衛省の助成を受けて令和4年度に実施する予定でございます。備品購入費の692万6,000円の補正がございますが、そのうちの一つは避難所における感染症対策を実施するに当たり、ソーシャルディスタンスの確保に必要な備品及び備蓄倉庫からの物資を一度に運搬できる車両を購入するための費用を計上しております。備品は369万円ですが、諸経費等を入れて387万6,000円の計上をしております。小型貨物の1.5トンのほろつきを購入する予定でございます。備品のもう一つは指定避難所の感染症対策として、避難スペースの間隔を一定に保つパーティションを整備するため、備品購入費を323万6,000円計上いたしております。間仕切りを207基購入したいと思っております、その収納台と合わせて323万6,000円を計上させていただいております。また、負担金補助及び交付金の補正をしておりますが、自主防災会が避難所等で使用する感染症対策に必要な備品及び消耗品に対して、補助を拡充するため補助金を66万9,000円計上させていただきました。もともとの町内会の防災に関する補助金につきましては3年に1回でしたが、今年度から毎年いたしました。補助率は2分の1でありましたが、今回はコロナ対策も加味して補助率を3分の2に上げております。66万9,000円を計上させていただきました。申出がたくさんあれば、また予備費等で対応していきたいと思っております。

8目 諸費ですが、各町内会では新しい日常への移行及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、手指消毒液、マスク、使い捨て手袋等の購入費用が必要であろうとの観点から、この費用を助成するため例年の補助金に上乗せする形で交付金を54万円増額させていただきました。例年は均等割の2万8,800円に世帯割の53円15銭、それから事務費を世帯数の600円を交付していましたが、上乗せする形で均等割として3,000円、世帯割を50円追加させていただきます。

2項 企画費、1目 企画総務費ですが、25ページから26ページにわたっておりますが、ここでたくさん補正しております。

まず1つは、ふるさと納税に関する一連の事務を一括して外部委託して、パートナー事業者との接触機会の減少を図り、感染拡大を防止するため、委託料を109万5,000円計上させていただきました。委託先は、さとふるとふるさとチョイス、楽天市場でございまして、これには寄附金受領証明書等の発行、発送代行も含んでおります。補正額は先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、使用料と備品の補正をしておりますが、こちらは中央公民館視聴覚室及び放課後児童クラブの運用変更、そして災害用モバイルインターネット回線の切替えに係る費用を17万8,000円計上させていただきました。視聴覚室につきましては、30ページの公民館費のところでもう一度出てきますし、放課後児童クラブにつきましては27ページの子育てでまた出てまいりますので、そちらで御判断いただきたいと思います。モバイルWi-Fiルーターにつきましては、8台の6か月分を計上させていただきました。それから、備品の52万4,000円のうち、モバイルWi-Fiルーター購入費を計上させていただきました。災害用が1台で、中央公民館視聴覚室の5台、それから放課後児童クラブ用で3台を計上させていただきました。

なお、当面放課後児童クラブ以外の6台につきましては、企画で管理をしたいと考えております。

また、3つ目ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として感染リスクの抑制を図るに当たり機器を整備するため、備品購入費を42万5,000円購入しております。こちらは手指消毒用の自動噴霧器を11台、それから飛散防止用アクリル板を購入予定であります。

そして、26ページの、こちらは新型コロナウイルス感染症の終息後において、地域経済の活性化を目的とした新たな名産品開発に係る経費等を補助するため、補助金を150万円計上いたしました。補助先は、笠松菓子工業組合を予定しております。歴史未来館事業とのタイアップで笠松隕石を活用したお菓子の開発を進めております。

新型コロナウイルス感染症の終息後において、地域経済の活性化を目的としたイベントの企画、立案、SNS等を活用した情報発信、町の魅力を発掘、地元名産品の開発などに取り組む民間主体の組織、笠松町プロモーション協会、仮称でございまして、こちらの設立に対する支援を行うための補助金を250万円計上させていただいております。

2目 広報費でございますが、こちらはコロナ禍における情報発信力の強化を図るため、広報紙面の、特に鮮度アップに向け新たに編集ソフトを導入し、編集作業の内製化により編集期間を短縮することによる備品購入費を100万2,000円計上させていただきました。内容といたしましては、編集用のパソコン、プリンター、スキャナー、編集ソフト、その他の経費を計上させていただきました。

また、4目 地方創生推進事業費でございますが、こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて就職内定を取り消された者及びその者を雇用する事業者に対して支援を行うため、

移住促進緊急雇用支援金を282万円計上させていただきました。町内に居住かつ町内の事業所に新たに雇用されることが条件でありまして、奨学金償還金の一部支援、家賃の一部支援、人件費の支援を想定した内容となっております。

第4項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費ですが、こちらはマイナンバーカード、公的個人認証の海外継続利用が可能となるようマイナンバー法が改正されたことに伴い、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムを改修するための委託料を合計で573万6,000円計上させていただきました。また、国の第2次補正予算成立に伴い、個人番号通知及び個人番号カード関連事務委託に係る交付金の上限見込み額が示されたことによる交付金を16万3,000円増額させていただきました。最終的には1,590万円となります。こちらにつきましては、いずれも100%国庫補助金の対象となります。

続きまして、第5項 選挙費、第3目 岐阜県知事選挙費でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、期日前投票時の宣誓書記入による3密を緩和するため、投票所入場券に宣誓書を追加する費用を合計で43万9,000円計上させていただきました。財源につきましては、今回は一般財源で対応しておりますが、最終的には岐阜県の委託金で精算予定であります。

続きまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。介護保険特別会計の令和元年度事業精算等に伴う繰出金の減額を30万円行っております。これ以降に国・県への精算に関する補正が幾つか出てまいりますが、こういった内容でございますので省略をさせていただきます。

続きまして、第4目 障害福祉費であります。岐阜地域児童発達支援センター組合の利用者数の増による負担金の増額を54万6,000円行っております。笠松町の利用者が3人から4人になったことによる増額でございます。また、県が4月11日から5月31日に休業要請を行った指定障害児通所支援事業所が継続的な支援に支障が生じないようにするために補助金を計上させていただきました。231万2,000円であります。放課後等デイサービスが15事業所、児童発達支援事業所が7事業所、医療型児童発達支援が3事業所であります。この補正額の77.5%は県の補助金で対応いたします。

第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、こちらは幼児教育・保育の無償化に伴い子ども・子育て支援システムを改修するため、委託料を102万円補正させていただいております。財源につきましては、県の補助金で対応いたします。それから、保育所や保育園が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品、消耗品等の経費に対し補助をするため、補助金を200万円計上しております。1保育所50万円であります。

3目 子育て支援推進費でございますが、まずコロナ禍で出産されたお子さんとその保護者に対する子育て支援として、お子さんの出産祝いと木育の促進を目的に、乳児健診時において

白川町の木材を使用した木のおもちゃを贈呈するため、消耗品を90万円計上しております。対象者は令和2年4月以降に生まれたお子さんを対象といたしております。それから、先ほど企画費でモバイルルーターの説明をいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止と放課後児童クラブの業務運営の効率化を図るため、ノートパソコンによる運営管理等を行うため備品購入を20万2,000円計上しております。ノートパソコン3台を購入しまして、利用希望調査、出欠席管理、勤務シフト表作成等を行う予定でございます。

28ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費でございますが、第18節の負担金補助及び交付金の補正がございます。コロナ禍において町民の安全・安心な生活に不可欠な医療、介護、障害福祉施設等の運営を支援するため、適切な感染防止対策を行った上で事業継続されています町内の施設に対して給付金を支給するために570万円の給付金を計上させていただきました。1施設当たり10万円を予定しております。医療機関が35、介護施設が17、障害福祉施設が5予定しております。そして、19節 扶助費の補正をしておりますが、こちらは冬季に新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中で、インフルエンザとの同時流行や重症化予防のため、従来の高齢者に加えまして、子育て支援として1歳から中学校3年生までの子供に対するインフルエンザ予防接種費用を助成するため、277万2,000円を計上いたしております。1回1,000円で、2,772人で、子供は2回打ちますので、その2回分で受診率を50%で想定して予算を計上しております。

2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが、まず新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、資源ごみ収集場所における密を回避するため、資源回収拠点の整備を行うことにより、排出方法や排出機械を増やし、資源ごみ排出の接触機会の低減及び利便性向上を図るため必要な経費を合計で727万8,000円計上しております。消耗品が9万9,000円、これは啓発看板等でございます。そして、工事請負費でございますが、3か所、中央公民館と松枝公民館と総合会館を予定しておりますが、まず中央公民館では494万5,000円の補正を予定しております。従来陶芸教室で使っていた小屋がもう使われていけませんので、これを活用すべく工事請負費を371万5,000円等計上しております。松枝公民館、総合会館におきましては、JRコンテナを予定しております、そのほか3か所ともですが、防犯カメラ等を設置する費用を予定させていただいております。

そして、18節の補正をしておりますが、こちらは新しい生活様式による在宅時間の増加に伴うごみの排出量の増加を抑制するため、生ごみ処理機等の補助率引上げを行うため、補助金を367万9,000円補正しております。現在、ホームコンポ、電気式生ごみ処理機、段ボールコンポスト、こちらがそれぞれ70%程度の補助金で行っておりますが、これを補助率を90%まで引き上げる予定でございます。それから、新規で水切りバケツ、または微生物処理装置、そういったものも対象にするということで、こちら90%の補助率で予定をしております。一応既に購

入された方もございますので、4月1日まで遡及を予定しております。それから、ピアゴ笠松店から指定寄附金をレジ袋有料化還元基金に積み立てるため、7万7,000円を計上しております。

その下の第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者が販路開拓や事業変換など事業継続に向けた取組を行う費用の一部を補助する制度が6月に補正させていただいておりますが、この当該補助金を活用する事業者が今後さらに増加することが見込まれるため、補助金を975万円補正しております。国・県の補助率が4分の3で、事業者負担が4分の1でございますが、この4分の1のうち2分の1上限15万円を町が補助するという予定でございます。それから、国が実施します家賃支援給付金の支給決定を受けた中小企業事業者等の自己負担分に対して、事業者の地代、家賃の負担をさらに軽減するための補助金を1,500万円計上しております。補助率は自己負担の2分の1で、上限は15万円で、6か月分でございます。100事業者を予定しております。

それから、こちらは町単のコロナ対策でございますが、町民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上及び個人消費促進による地域経済の活性化を目的に町内施工業者による住宅リフォーム工事の一部を補助するため、補助金を1,500万円計上させていただきました。対象は10万円以上の工事を予定しておりまして、これは事業所は除きます。補助率は自己負担の3分の1、上限が15万円で、100件を予定しております。3月末までの受付を予定しておりまして、枠が埋まり次第終了の予定でございます。20ページにございますように、本年度内に完了することは無理でございますので、全額繰越明許をかけております。

次に、29ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、こちらはトミダヤ北駐車場出入口は利用者が頻繁に往来し、水はけが悪く舗装の劣化が激しい現状にあり、職員にて常温合材による補修をしてみました。舗装の損傷範囲が広範囲となり、道路瑕疵が起こる可能性が高くなっているため、業者による加熱合材によって全面舗装を打ちかえるため、工事請負費を368万円計上させていただきました。延長は75メートルでございます。

2目 道路新設改良費ですが、こちらは昭和62年5月に町道拡幅事業で取得した町道敷について、諸事情により拡幅が未着工となっておりますが、このたび先ほど申し上げたような障害がなくなりまして、かつその隣地が宅地造成が行われることとなったため、施工性及び工事費用の低減を考慮し、今般側溝を設置するため工事請負費を138万5,000円計上させていただきました。田代地内で、側溝新設延長が17メートルでございます。

第3目 交通安全対策費ですが、こちらは本町通り商店街に設置されたLED街路灯について、現在、電気料金を補助しておりますが、近年故障が頻発しており、地元町内会が費用負担

に困っておられる現状にあるため、これ国庫補助金で設置されていまして、財産処分制限期間の令和7年3月31日までの間、電気料に加え修繕費用についても町のほうで補助させていただくための補助金を23万1,000円計上させていただきました。

3項 河川費、第2目 河川新設改良費ですが、こちらは円城寺雨水調整池整備工事の際に一時的に移転しておりました電柱を戻す移転工事費用について負担することにより、負担金を185万円計上させていただいております。令和元年度に施工予定でしたが、本体工事の工事延長等によりまして年度内に施工できなかったため、今般負担するための補正をさせていただきました。

4項 都市計画費、第2目 公園費でございますが、こちらは八幡神社境内の遊具であります滑り台が設置から20年を経過し、経年劣化が激しくさびが発生して危険であるため、地元からの要望もございまして今回補正させていただきました。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、30ページでございますが、コロナ対策でございます。こちらはG I G Aスクールで整備した児童用タブレットと教職員用タブレットに児童と教職員の双方向通信を可能とするためのソフトウェアライセンスを取得するため、使用料を143万5,000円補正させていただきました。内訳といたしましては、教職員用ソフトウェアのクラウド版の6か月分でございます。教職員用55台分でございます。そして、児童用学習ソフトにつきましては、無期限ライセンスを購入しておりまして、1校38万円の3校分を計上させていただきました。また、G I G Aスクールの構想の一つであります遠隔学習機能の強化を図るため、ウェブカメラ等の機器を整備することによる備品購入費を59万3,000円補正させていただいております。遠隔学習用機器はウェブカメラと、マイクフォンと書画カメラの3セットになっておりまして、各学校に配付を予定しております。また、PTAとか授業参観等に活用するため、テレビ会議用機器を7台設置する予定でございます。内容は、カメラ内蔵のUSBスピーカーフォンであります。それから、学校再開に当たりまして、保健衛生用品等の感染症対策消耗品及び備品を購入するための経費や、それから校舎の蛇口をレバー式に変更するため、工事請負費を合わせて529万円補正をさせていただいております。内訳といたしましては、消耗品が非接触体温計を43本、学校の規模に応じて配付いたします。そして、下羽栗小学校においては感染予防ビニールシートを購入予定であります。また、水栓レバー取替工事を学校の規模に合わせて合計で640か所取り替える工事費を計上しております。また、備品購入費ですが、こちらは児童・生徒一人一人の顔認証ができる端末型の体表面温度測定サーマルカメラを予定しております。1台20万円かかります。そして、送風機52台購入いたします。この費用の2分の1は国の学校保健特別対策事業補助金を充てます。残りにつきましては地方創生臨時交付金を充てる予定でございます。

3項 中学校費、第1目 学校管理費でございますが、こちらにも新型コロナウイルス感染症

拡大防止対策として、中学校の1階のトイレの1か所を多目的化するため、工事請負費を355万8,000円計上しております。工事請負費389万3,000円ありますが、そのうちの一つの工事でもあります。これはLGBT対策も兼ねております。残りの33万5,000円は、先ほどの水栓レバーの取替工事であります。また、小学校と同様に教職員用タブレットにGIGAスクールで整備した生徒用タブレットとの双方向通信を可能とするためのソフトウェアライセンスを取得するため、使用料を14万1,000円計上しております。また、これも小学校と同様、GIGAスクール構想の一つである遠隔学習機能の強化を図るため、ウェブカメラ、それからテレビ会議等の機器を整備することによる備品購入を43万4,000円計上しております。これは131万4,000円のうち、43万4,000円がこれに充てております。それから、中学校の学校再開に当たり、保健衛生用品等の感染症対策消耗品及び備品を購入するための経費を計上しております。また、小学校と同様、校舎の蛇口をレバー式に変更するための工事請負費等を合計で141万3,000円計上しております。内容としては、先ほどと同じように消耗品は非接触式体温計、それから水栓レバーの取替で33万4,000円、備品購入で88万円であります。財源につきましては、先ほどと同じような対応でございます。

第2目 教育振興費ですが、30ページですが、6月に篤志者からの寄附金を活用し備品を買うということで補正をいたしました。購入したものがコロナ対策で充てられるということで、今回別のものを購入するというので、教材器具として遮光カーテンとかタブレットを購入するため91万5,000円を計上しております。

4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費ですが、2つございまして、1つは美術展開催に伴い消毒薬やマスク等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる費用について実行委員会に補助するため、補助金を6万3,000円計上しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、新成人の集いの会場を変更することによる必要な費用について補助するため、こちらも実行委員会の補助金を49万1,000円計上いたしております。

第2目 公民館費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として来場者の健康状態、発熱の有無の確認及び換気対策に係る経費を計上させていただきました。また、生涯学習講座や各種委員会のリモートや大規模会場で開催するための備品購入費を合計で513万5,000円計上させていただきました。送風機換気用ファンは3台の購入を予定しております。また、サーモグラフィーカメラにつきましては145万8,000円で、こちらは中学校と異なりまして、画面の20人ぐらいを一度に体温を判別できる性能を持つカメラを予定しております。それから、先ほどこれも出ましたが、企画費でモバイルWi-Fiルーターの補正の内容をいたしました。公民館費でノートパソコンを19台購入する予定でございます。こちらはウェブカメラとマイクフォン、マルチカバー付きのタイプのもの、そして、プロジェクターも購入する予定でございます。

第4目 歴史未来館費ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による外出自粛が求められ、自宅で過ごす時間が増えている中、町の魅力を再発見していただく機会となるよう町の歴史や文化を紹介した冊子を発行するための印刷製本費を48万3,000円計上させていただきました。冊子のほうは「ぶらっと笠松歴史と文化21話」というタイトルのもので、A4判のフルカラーで112ページで1,000部作成する予定でございます。

第5項 保健体育費、第3目 総合会館費で、こちらもコロナウイルスの3密回避のため、会場の大規模化や分散化により施設利用頻度が増加しておりますので、利用者の熱中症対策を実施することによる工事請負費を35万円計上させていただきました。遮熱フィルム貼付け工事であります。内容はそういった工事でございます。

4目 学校給食費でございますが、新型コロナウイルス感染症等により急遽給食センターでの調理及び配送が困難となった場合、児童・生徒に提供できる保存可能な簡易給食を学校で保管するため、消耗品を計上させていただきました。内容としては、保存用レトルトカレーで、賞味期限が3年半のものを備蓄する予定でございます。

第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、前年度繰越金を全額計上させていただいております。今回の補正で計上しております、財源に充てた残りの部分を財政調整基金に積み立てるために積立金を1億7,609万3,000円を計上させていただきました。

第12款 予備費でございますが、議員さんの御意見がございましたコロナ対策用に予備費を今回1,500万円計上させていただきました。今後の急なコロナ対策に活用したいと思っております。

以上、歳出でございますが、歳入は触れていないものを若干御説明いたします。

まず、22ページの第9款 地方特例交付金でございますが、こちらは個人住民税とか自動車軽自動車税の減収補てん特例交付金が決定いたしましたので増えた分を1,719万円補正しております。

第10款 地方交付税につきましては、今年度の本算定が終わりましたので、その分を1,200万円計上させていただきます。

23ページの18款 繰入金ですが、介護保険会計の事業精算がございましたので、繰入金を1,200万円強補正させていただきました。

24ページの第21款 町債ですが、こちらは臨時財政対策債発行可能額の確定に伴いまして700万円を補正させていただきました。

あわせて、21ページの第4表の地方債補正も行っております。

以上が一般会計補正予算でございます。

32ページの第61号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい

てであります。

2,454万円を補正させていただきます。

歳出の35ページでございますが、第4款の保健事業費で補正をさせていただきます。こちらは特定健診受診率の向上を図るため、10月末時点での特定健診未受診者に対し、受診勧奨はがきを送付するに当たりまして、需用費及び役務費を増額させていただきました。全額特別調整交付金の申請を予定しております。

第5款 基金積立金ということで、前年度繰越金を全額計上いたしまして、今回の増額補正の財源に充てた後の余剰分を国民健康保険基金に積み立てるため、積立金を1,047万2,000円計上させていただきます。

第6款 諸支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった令和元年度の保険税を還付するための還付金を500万円増額補正させていただきます。対象者は主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯は全額免除になります。また、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は一部免除となります。

第6款 諸支出金ですが、令和元年度国民健康保険給付費等交付金の精算に伴い、返還金を1,935万5,000円計上させていただきました。

歳入につきましては、前年度繰越金を全額予算計上することに伴い、繰越金を3,501万2,000円計上させていただきました。

以上が国保の補正でございます。

続きまして、36ページの第62号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

437万6,000円の補正であります。

39ページの第1款 総務費でございますが、令和3年度より保険料のコンビニ収納を開始するため、令和2年度にバーコード読み取りテストを実施することに伴い、このテスト用の納付書の印刷作成費用を6万円計上させていただきました。

また、2款 後期高齢者医療広域連合納付金、令和2年度に後期高齢者医療広域連合に納付します令和元年度の出納整理期間中の保険料収納分を増額しております。

そして、4款 諸支出金では、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする保険料の減免申請に伴い、減額となった令和元年度の保険料を還付するため、還付金を50万円補正しております。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定及び徴収費及び還付金の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、40ページの第63号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

8,368万9,000円の補正額となっております。

45ページの歳出から御説明申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の納付が困難な方への減免や、期限後の確定申告による介護保険料の賦課更正により、平成30年度及び令和元年度の介護保険料減額による保険料の還付のため還付金を17万9,000円補正しております。

また、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金、これらの精算に伴い負担金と償還金を713万円、そして一般会計繰出金を1,249万1,000円増額しております。また、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分について、介護保険基金に積み立てるため6,388万9,000円を予算措置しております。

歳入につきましては、支払基金交付金を増額、また一般会計繰入金を減額、そして前年度繰越金を全額計上することに伴い、繰越金を8,365万5,000円増額補正しております。

最後の補正ですが、46ページの第64号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

議案を見ていただいたとおり、歳入歳出の補正はございません。

第5条に令和2年度から令和7年度までの水道料金徴収業務等業務委託事業における債務負担行為の設定を行うもので、限度額は1億9,250万円であります。

これは水道料金徴収業務等業務委託事業を令和3年4月1日から履行するに当たり、令和2年度中に事業引継ぎ、具体的には受託者の変更による検針員が変更となる場合、各家庭の量水器の設置場所の把握及び検針員の人材確保、そして令和3年4月1日履行に向け、受託者の打合せ等を行う移行準備期間として契約するため債務負担行為を設定するものでございます。

現在、受付業務、検針業務、収納業務の一部を2社に民間委託しておりますが、これを一括して令和3年4月からは料金関係業務を一括で1社に民間委託するもので、受付業務、検針業務、検算業務、調停・更正業務、収納業務、精算業務、開栓、閉栓、名義変更業務、滞納整理業務、その他附帯業務、こういったものを一括して委託するものであります。

個々の業務をばらばらに委託するのではなく、料金関連の一連の業務を一括で、しかも複数年契約による5年間の履行期間で委託することで、民間事業者の専門的なノウハウを活用し、業務の効率性を高めて安定したサービスを提供するとともに、民間事業者でも実施可能な定例的な業務を民間委託することで、職員は水道及び下水道事業の根幹であります経營業務や施設の建設改良事業に集中することで、経営基盤の強化を図るものでございます。

最後に、48ページの第65号議案から51ページの第68号議案までの決算認定の4議案については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

また、52ページの第69号議案、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定と、53ページの第70号議案、下水道事業決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、決算を監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すとともに、剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

詳細については、後ほどそれぞれ担当部長より御説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） 11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の説明の続きをお願いいたします。

企画環境経済部長 堀君。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から、第68号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの4議案を一括して説明をさせていただきます。

お手元にあります令和元年度決算説明資料、こちらの資料を御覧いただきたいと思っております。

1ページ、2ページをお開きください。4つの会計の決算額の合計といたしまして、歳入総額115億7,466万9,670円、前年度に比べ3.8%の減でございます。歳出総額につきましては、110億9,781万4,777円、前年度に比べ2.6%の減でございます。歳入歳出差引額4億7,685万4,893円となりました。

3ページ、4ページを御覧ください。一般会計の歳入決算額を款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計71億2,835万9,238円、予算現額との比較といたしまして6,729万238円の増、収入割合は101.0%となっております。前年度比は2.3%減でございます。

4ページにあります未収入額につきましては、第1款 町税は、不納欠損額を含め1億2,071万5,392円、前年度比0.3%の減でございます。

第11款 分担金及び負担金の未収入額は632万6,980円、これは保育料、放課後児童クラブ利用料の未収入額でございます。前年度比5.4%の減でございます。

第12款 使用料及び手数料の未収入額600円につきましては、平成30年度からの未納分でございます。獣畜の火葬場使用料1件分でございます。

5ページ、6ページを御覧ください。こちらは一般会計の歳出決算額を款ごとに表示したものでございます。支出済額の合計67億7,499万1,041円で、歳出予算額の執行率は95.9%とな

りました。前年度比は0.8%の減でございます。

第9款 教育費の翌年度繰越額5,795万8,000円につきましては、令和元年度から令和2年度に繰り越した松枝小学校管理事業で、底先端等劣化部分改修工事の費用を繰り越しているものでございます。

7ページ、8ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは地方財政状況調査によります年度別の収支状況を5年間分表示しているものでございます。令和元年度の状況といたしましては、表の一番右にございます。令和元年度の歳入歳出差引額、形式収支C欄は3億5,336万8,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄1,455万8,000円を差し引いた額、実質収支E欄は3億3,881万円でございます。実質収支E欄から前年度の実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄になりますが、1億2,537万4,000円の赤字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄を加え、基金取崩額I欄を差し引いた額、実質単年度収支、一番下になりますが、8,810万8,000円の赤字となったわけでございます。

9ページから24ページにかけましては、決算データで科目ごとの決算額の多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別の経費等を過去の推移を含め掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

25ページ、26ページをお開きいただきたいと思っております。上段には給与費を表示しております。共済費を含む給与費合計額8億402万7,716円、前年度比0.3%の減となっております。職員数につきましては、平成31年4月1日124人ございました。年度末に2人退職をしたため、令和2年4月1日現在の職員数は122人となっております。

下の表につきましては、町債の状況を表示しております。令和元年度末の現債額は69億4,591万5,190円、前年度比1.6%の減となっております。令和元年度中の起債額につきましては、総務債につきましては、臨時財政対策債2件、土木債につきましては、排水路改良事業が2件、教育債につきましては、教育・福祉施設等整備事業債ということで松枝小学校改修の工事分1件、合計5件で3億8,940万円を借り入れたわけでございます。

一方、令和元年度中に償還が完了したのが3件ございました。よって、未償還件数につきましては5件借入れ、3件完了しておりますので、前年度に比べ2件増の96件となっております。

44ページをお開きいただきたいと思っております。ここからは一般会計の歳入ということで、決算認定資料を基に説明をさせていただきます。

第1款、歳入の39.7%を占めます町税でございます。決算額28億2,751万7,000円、前年度比0.8%増でございます。

第1項 町民税、第1目 個人、決算額は12億401万9,000円、前年度比1.4%の増でございます。これにつきましては、分離譲渡所得が前年比で20.9%の増、そして全体の84%を占めます給与所得が前年比2.9%の増、全体の4%の営業所得が前年比4%増となるなど、業種全体

の総所得が前年比2.7%増ということで増えております。よって、現年度課税分の調定額が1,830万円増となったわけでございます。収納率につきましては現年課税分で98.5%でございます。

第2目 法人、決算額1億5,412万8,000円、前年度比7.1%減でございます。均等割は前年度比で4.1%増という状況でございましたが、平成30年法人税割額上位10社が全て減額ということで、2,000万円の減額となったため、全体で減となったわけでございます。収納率は現年課税分で99.5%でございます。

第2項 固定資産税、第1目 固定資産税、決算額12億9,141万5,000円、前年度比1.1%増でございます。土地につきましては、地価下落を反映した価格修正によりまして、前年比0.1%減でありましたが、家屋は新增築により前年比2.7%増、償却資産は主要工場等の新規取得資産の増加により前年比0.3%増となり、全体で増となっております。

第3項 軽自動車税、第2目 環境性能割、これは令和元年10月から軽自動車税に環境性能割が新たに新設をされました。新古、中古車を問わず売買などで車両を取得した場合に燃費基準により課税をされるものでございます。環境性能割の決算額は64万4,000円でございます。

第2款 地方譲与税から第7款 自動車取得税交付金までは国税や県税の収入額に応じまして、右のページに記載をしております条件等により譲与、交付されるものでございます。その中で、令和元年度から新たに新設であるとか変更があった部分について御説明をさせていただきます。

第2款 地方譲与税、第3項 森林環境譲与税でございます。これは令和元年度より新設された譲与税であります。森林整備や担い手の育成、木材利用促進、普及啓発などの事業に充当するため、国より交付されるものでございます。令和元年度は85万8,000円ございました。

46、47ページを御覧ください。第7款 自動車取得税交付金でございます。令和元年10月の消費増税に合わせ、この交付金は9月で廃止となっております。この自動車取得税交付金に代わり、後ほど説明をいたしますが、環境性能割交付金の新設をされております。

第8款 地方特例交付金でございます。決算額4,334万8,000円、前年度比125.1%増となっております。この要因といたしましては、第2項 子ども・子育て支援臨時交付金、これは幼児教育・保育の無償化に伴う交付金として1,973万3,000円が新たに増となっているものでございます。

第9款 地方交付税、決算額10億9,566万8,000円、前年度比4%の減となっております。内訳といたしましては、普通交付税10億1,515万7,000円、特別交付税8,051万1,000円となっております。

第11款 分担金及び負担金、決算額1億377万8,000円、前年度に比べ2,388万2,000円減、18.7%の減となっております。この減の主な要因といたしましては、10月からの保育の無償化

によりまして、保育料が前年度に比べ2,400万円ほど減となっているものでございます。

48ページをお開きください。第12款 使用料及び手数料、決算額1億3,142万1,000円、前年度に比べ4,338万2,000円増、49.3%の増でございます。その増の要因といたしましては、次のページ、50ページをお開きいただきたいと思っております。

第2項 手数料、第3目 衛生手数料、その右側を見ていただきたいと思っております。下から3つ目の丸、事業系一般廃棄物処理手数料というところで7,000万円ほどありますが、ここで前年度に比べ4,500万円ほど増となっております。その内訳が平成31年4月から開始をいたしました事業系可燃ごみの有料化に伴う手数料で2,400万円ほど増となっております。もう一つが馬ふんの処理費、平成30年度は半年分、令和元年度分は1年分となりまして、競馬場からの処理手数料、それが2,100万円ほど増となっております。この2つが増の要因というところでございます。

13款 国庫支出金、決算額8億1,156万8,000円、3.2%の増でございます。

54ページ、第14款 県支出金でございます。決算額5億150万9,000円、前年度比5.1%の増でございます。この国庫支出金、県支出金の増の主な要因といたしましては、どちらとも保育の無償化によりまして保育給付費の負担金であるとか、教育給付費負担金が増となったことによるものです。そのほか国庫支出金、県支出金につきましては、町が実施をした事業に伴い、国・県からの負担金、補助金となります。補助率等も記載をしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

58ページを御覧いただきたいと思っております。第16款 寄附金でございます。決算額3,508万6,000円、前年度比28%減となっております。寄附金の内訳といたしましては、第2目 総務費寄附金、こちらはかさまつ応援寄附金といたしまして全国から御寄附を頂きました。2,584件、金額として2,283万2,000円でございます。そのほかの科目では篤志者などから11件、1,225万4,000円の御寄附を頂いたものでございます。

60ページを御覧いただきたいと思っております。第19款 諸収入でございます。決算額5,078万3,000円、前年度に比べて1,300万円ほど減、20.9%の減となっております。主な要因といたしましては、平成30年度に土地開発公社が解散して、それに伴う残余財産を町へ帰属した分、あと羽島郡広域連合事業の返還金がなくなったということで減になっているものでございます。

次のページ、62ページを御覧ください。歳入の一番最後になります第21款 環境性能割交付金でございます。先ほども説明しましたが、10月1日消費増税によりまして自動車取得税の廃止がされ、環境性能割が新設されたことに伴い交付をされております。決算額は298万1,000円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、64ページから一般会計の歳出について御説明をさせていただきます。

重点事業であるとか、新規事業などについて主に御説明をさせていただきます。

第1款 議会費、決算額6,960万1,000円、執行率が98.3%、前年度比7.1%の減でございます。

第2款 総務費、決算額7億6,575万円、執行率93.5%、前年度比5.3%の増でございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の公用車管理事業でございます。地域防犯力の強化を図るため、公用車にドライブレコーダーを追加設置しております。

66ページをお開きください。一番上の事業でございます。地域生活安全推進事業・公用車管理事業（青パト）でございます。令和元年12月に専用青パト車両を寄贈いただきました。そして、活動回数105回、実施講習受講者131人と、そういうのを行いまして、安心して暮らせるまちづくりを目指し取り組んでいるものでございます。

第6目 防災対策費でございます。その中の防災備品管理事業でございますが、水やアルファ米、乾パンなどの備蓄飲食品、飲料水の計画的な更新に加えまして、令和元年度につきましてはアルミヒートブランケット、災害用トイレ処理セット、マンホールトイレ用のテントを購入し、備品の充足に努めたものでございます。

68ページを御覧ください。上から2つ目の防災緑化推進事業でございます。平成30年6月に大阪府北部地震でブロック塀倒壊事故を受けまして、町内の危険箇所の早期発見を図るため助成制度を令和元年度まで期限を区切り拡充をいたしました。2年目の令和元年度の実績につきましては、38件となっております。

続いて、第2項 企画費、第1目 企画総務費の中で、下から2つ目のまちづくり事業でございます。岐阜大学との連携事業としまして、フューチャーセンター、いわゆるワークショップを開催いたしました。岐阜大学の生徒、岐阜工業高校の生徒、子育て世代のママさんなど40人参加をいただきました。年齢や立場を超え、世代間の新たな交流も生まれ、活発な意見交換が行われたわけでございます。また、令和元年9月には第1号の笠松町政策アドバイザーとして、松波総合病院の理事長であります松波英寿様に御就任をしていただきました。令和元年11月には岐阜聖徳学園大学及び短期大学部と包括的連携協定を締結いたしましたわけでございます。

70ページをお開きください。第4目 地方創生推進事業費でございます。県の清流の国補助金を活用しまして、移住促進をPRするパンフレット、パネル等を作成しまして、リバーサイドカーニバル等イベントで活用させていただきました。

第5目 プレミアム付商品券事業費でございます。こちらは新規事業といたしまして、消費税引上げに伴い子育て世帯、非課税世帯にプレミアム付商品券を販売しております。販売実績は5,854冊でございます。全額国庫補助でございます。

第6目 自治体ポイント推進事業費でございます。こちらにも新規事業でございます。令和2年9月からの国のマイナポイント事業に向け、マイキーID設定支援を行うための窓口設置、

マイナポイントキャッシュレス決済の説明会を開催いたしました。こちらも全額国庫補助金でございます。

第3項 徴税費、第2目の賦課徴収費でございます。72ページを御覧いただきたいと思えます。2つ目の事業、収納管理事務事業でございます。表の2つ目に笠松町町税全体の収納率が載せてあります。全体では現年課税分が98.8%、滞納繰越分では24%、収納率の合計では95.9%となりました。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費の中の住民基本台帳ネットワークシステム事業でございます。マイナンバーカード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金や、住基ネットワークシステム機器更新業務委託などを行っております。令和元年度のマイナンバーカード発行枚数は653枚、累計で2,991枚、交付率は13.4%となっております。

74ページをお開きください。第3款 民生費、決算額24億5,598万4,000円、執行率97.8%、前年度比0.9%増でございます。

第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費でございます。次のページをお開きください。地域密着型サービス等整備助成事業というのがございます。こちらにつきましては、新規として介護施設等の施設開設準備経費の支援事業補助を行いました。全額県補助金でございます。

第4目 障害福祉費で78ページになります。上から3つ目の事業でございます。障がい者計画等策定事業ということで、令和元年度、令和2年度の2年間で策定となります。令和元年度につきましてはアンケート調査を実施いたしました。状況については、決算認定資料の記載のとおりでございます。

80ページを御覧ください。第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございます。一番下の保育総合支援事業でございますが、次のページの右側ですね。上から丸3つ目を御覧いただきたいと思えます。こちら施設改修補助金ということで、笠松保育園の乳児室拡張に対し補助をいたしました。その下の保育所備品購入補助金では寄附金を財源に鼓笛隊楽器、アップライトピアノを購入したわけでございます。

84ページをお開きください。第3目 子育て支援推進費の中で放課後児童クラブ運営事業でございます。年間288日を開設いたしました。松枝児童クラブの空調設備の取替え工事、またコロナ関係分で指導員の派遣委託料が増となっているものでございます。

86ページを御覧ください。第4款 衛生費、決算額9億1,120万2,000円でございます。前年度比4.1%増となっております。

第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費で、母子保健健康診査事業でございます。88ページを御覧いただきまして、一番上にも記載をしておりますが、継続実施をしております特定不妊治療費の助成事業、一般不妊治療費の助成事業によりまして認定資料に記載のとおり、

出生実績となっておるものでございます。

少し下に行きまして、子育て世代包括支援事業でございます。令和元年度より子育て世代包括支援センターを福祉健康センターに設置いたしました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っているところでございます。

第2目 予防費でございます。予防接種事業につきましては、感染予防のため各種予防接種を実施してまいりました。新規といたしましては、風疹5期の抗体検査を実施しております。

92ページを御覧いただきたいと思っております。第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございます。決算額が6億1,972万1,000円、こちらは前年度に比しまして4,189万7,000円増となっております。その要因といたしましては、笠松競馬場の馬ふん処理半年分から1年分になりました。その分が2,100万円ほど増。そして、岐阜羽島衛生施設組合の負担金が1,500万円ほど増となっております。基本計画の見直しの業務委託や旧ごみ処理施設の解体工事などによりまして負担金が増となっている。この2つが塵芥処理費の増の要因となっているものでございます。平成31年4月より事業系可燃ごみの有料化を開始いたしました。収集量は前年度比6.7%減ということになっております。また、令和元年11月にはごみの減量、巡回町民バスをテーマに町内9会場でタウンミーティングを開催し、意見交換をさせていただきました。

94ページを御覧ください。第5款 農林水産業費でございます。決算額4,157万8,000円、前年度比2.7%増でございます。

第1項 農業費、第3目 農業振興費でございます。その中の農業再生事業でございますが、水稻生産目標面積80.43ヘクタールに対しまして、水稻作付確定面積は73.13ヘクタールで、生産調整目標は達成しているものでございます。

98ページを御覧ください。第6款 商工費、決算額4,916万4,000円、執行率72.3%、前年度費24.5%減でございます。

第1項 商工費、第3目 観光費でございます。観光促進事業では、川まつりが台風の影響で中止となりました。また、春まつりが新型コロナの影響で中止となり、前年度比939万5,000円の減額となっております。このイベント情報を含め、子育て、教育などの行政情報を発信するため、町の公式LINEを令和元年8月に、そしてインスタ、ツイッターを令和2年2月に開設をし、町のPRに努めているところでございます。

第7款 土木費、決算額7億5,502万6,000円、前年度比8.6%の減でございます。

第2項 道路橋梁費、第3目 交通安全対策費の一番下、児童生徒通学安全対策事業でございます。安全基準を満たしたヘルメット購入補助を令和元年度に限り小学校2年生から6年生を拡大いたしました。実績は表に記載のとおりでございます。

100ページの一番上の事業でございます。地域交通安全啓発事業では、高齢者の交通安全対策といたしまして、65歳以上の運転免許証自主返納者に対しまして、巡回町民バスの使用料を

1年間免除する利用証を発行いたしました。令和元年度の申請件数は71人でございます。

第3項 河川費、第1目 河川維持費の洪水ハザードマップ作成事業では、最新のデータを基に洪水ハザードマップを更新いたしました。国の補助金2分の1を活用しているものでございます。

その下の第2目 河川新設改良費の排水路改良事業でございます。笠松町流域関連公共下水道（雨水）事業計画に基づきまして、円城寺の雨水調整池及び上流部の排水路整備を行い、本体工事といたしましては令和元年度に完了したわけでございます。

第8款 消防費、決算額3億7,678万9,000円、前年度比1%増でございます。

第1項 消防費、第1目 非常備消防費の中で、消防団等活動事業・操法大会事業でございます。消防団活動の充実を図り、消防団を中核とした地域防災力の強化に努めているところでございます。令和元年度につきましては、コミュニティ助成金を活用しまして、消防団員の防寒着を購入しているところでございます。

102ページを御覧ください。第9款 教育費、決算額6億5,915万7,000円、前年度比8.9%の増でございます。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費の中の幼稚園就園奨励事業でございます。10月より幼児教育・保育の無償化の実施によりまして、幼稚園就園奨励費補助金から施設等利用給付に移行したため、ここでは900万円ほど減となりました。その移行したものが104ページに載っております。施設等利用給付（教育）事業でございます。令和元年10月から町内外の幼稚園及び認定こども園を利用する3歳から5歳までの利用料の支給を行いました。給付費につきましては、認定資料に記載のとおりでございます。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございます。笠松小学校管理事業から下羽栗小学校管理事業ということで、令和元年度の工事内容等につきまして記載をしております。その中で松枝小学校管理事業の中で、翌年度への繰越明許費と記載をしておりますが、庇先端改修工事分として5,795万8,000円を令和元年度から令和2年度へ繰り越しているものでございます。

その下の情報教育ネットワーク事業がございます。同様に106ページの中学校費にも情報教育ネットワーク事業がございます。これにつきましては、小学校、中学校の学習意欲及び教師の授業技術向上を目的に電子黒板、タブレット等の継続借上げ、校務用のパソコンの借上げなどして整備を行いました。全額かさまつ応援基金を充当しているところでございます。

112ページをお開きください。第10款 公債費でございます。決算額5億3,079万4,000円、前年度比2.8%減でございます。借入先別の元金及び利子の償還額、年度末の未償還元金は表に記載のとおりでございます。

114ページ、第11款 諸支出金でございます。決算額1億5,994万6,000円でございます。

第2項 基金費の中で、第4目 森林環境譲与税基金費、こちらを新設しております。森林

環境譲与税の全額85万8,000円を積立てをさせていただいたものでございます。

以上が一般会計の歳出でございます。

続きまして、特別会計の御説明をさせていただきますので、27ページを御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険の特別会計でございます。歳入総額23億49万100円、予算に対しまして97.7%、前年度比12.4%の減でございます。

歳出総額につきましては22億6,447万7,760円、前年度比10.3%の減でございます。

歳入総額の19.9%を占めます国民健康保険税は、収入済額で4億5,837万375円、9.4%の減となりました。収納率につきましては67.1%、前年度比2.1%減となっております。

未収入額につきましては、第1款 国民健康保険税2億2,480万8,462円は、前年度比0.1%減でございます。

第7款 諸収入は、一般被保険者療養給付費返納金で2万2,113円が未収入となっているものでございます。

29、30ページにつきましては、被保険者の1人当たりの療養給付費や療養費の額を記載しているものでございます。

31ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額2億8,932万829円、前年度比6.1%の増。

歳出総額では2億8,550万3,326円、前年度比4.8%増となっております。

歳入総額の70.9%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で2億506万2,100円でございます。収納率は98.8%でございます。未収入額は241万9,700円で、前年度に比べ4.2%増となっております。

34ページには笠松町、そして広域連合の保険料等々を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

35ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。

歳入総額18億5,649万9,503円、前年度比1.1%増でございます。

歳出総額17億7,284万2,650円、前年度比0.5%増でございます。

歳入総額の22.7%を占めます介護保険料は、収入済額で4億2,172万1,834円となりました。収納率は97.5%でございます。未収入額につきましては1,095万1,816円、前年度比2.2%の減となっております。

続きまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算、こちらの資料を御覧いただきたいと思っております。

これから決算の財産に関する調書の御説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算の62、63ページを御覧いただきたいと思っております。

決算財産に関する調書、まず1つ目、公有財産、(1)土地及び建物でございます。令和元年度の増減はありませんでした。

64、65ページをお開きください。(2)有価証券、そして(3)の出資による権利につきましても、増減はございませんでした。

2の物品につきましては、まず自動車につきまして、乗用車プラス1と増になっております。こちらは令和元年12月に青パト、いわゆるマーチを寄贈いただいたということで1台増となっております。貨物の1減につきましては、福祉会館で使用してございました日赤のワゴン車を廃車したということです。

一番下のパーソナルコンピューター増減高はマイナスの492でございます。こちらにつきましては、イントラ端末、小・中学校のパソコン教室、普通教室のパソコンを更新時にリースに更新したということで、所有のところからは、財産からは減になっているものでございます。また、リースへ変更時にはOSをWindows 7から10に変更しているものでございます。

続きまして、66、67ページを御覧ください。基金の状況でございます。

令和元年度末では22件、19億1,388万7,746円の残高となっております。平成30年度より件数といたしましては、下から3つ目の笠松町森林環境譲与税基金、こちらが1件増えております。残高といたしましては、前年度に比べ23万6,531円減となっているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 私からは、上下水道の決算について御説明をさせていただきます。

まず、令和元年度笠松町水道事業会計決算について説明をいたします。

消費税の取扱いは16ページの会計経理重要事項の消費税計数表となっております。また、会計方式などの注記については27ページに記載しております。

それでは、1ページ、2ページを御覧ください。収益的収入及び支出は、収益、決算額2億5,975万3,009円、対前年度2%の減。

費用は、決算額2億1,796万2,826円、対前年度比6.6%の増となりました。詳細は5ページの損益計算書で御説明をさせていただきます。

3ページ、4ページを御覧ください。資本的収入及び支出は、収入、決算額1億1,896万2,500円、対前年度626.2%増となりました。これにつきましては、当該年度において第1水源地改良工事に係る企業債の借入れ、下水道工事に伴う水道管の支障移転工事があったことによる増額でございます。

支出につきましては、決算額2億1,809万9,075円で、対前年度292.4%増。主な改良工事の内訳は、11ページの事業報告書内の工事概況に、償還等の詳細につきましては、25、26ページ

の企業債の明細書のとおりとなっております。また、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を1億5,922万4,410円計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,913万6,575円につきましては、過年度分及び当年度の消費税及び地方消費税資本的調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

5ページの1年間の経営成績を示す損益計算書を御覧ください。節別の明細は、附属の18ページ以降にありますので御参照いただければと思います。

営業収益は1億9,017万1,526円で、対前年度2.2%の減となりました。営業収益の99%を占めます給水収益は、対前年度2.1%の減で、供給件数は増加しているものの、生活環境の変化、節水機器等の普及により減収となっております。

ここで、12ページを御覧ください。業務量の概況を示しております。年度末の給水戸数は8,965戸と、前年度に対し87戸の増。年間配水量は前年度に対して3万8,272立方メートル減の、277万3,402立方メートルとなりました。有収率は83.4%で、対前年度比0.7%減となり、配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなどして、引き続き有収率の向上を図りたいと思っております。

給水原価は77円69銭となり、昨年度の68円29銭からは増加となり、単位収益であります供給単価81円2銭を3円30銭下回りました。

5ページにお戻りをください。営業費用は2億541万5,163円で、対前年度7.5%増となりました。これは、職員増に伴う人件費増及び修繕工事増加に伴う費用が増加したのが主な原因でございます。

営業外収益は4,677万8,194円で、対前年度13.1%の減となりました。これは、長期前受金戻入れの減少によるものでございます。

営業外費用は519万4,160円で、対前年度0.6%増となりました。消費税決算整理分の増加によるものでございます。

営業利益と営業外収益、営業費用と営業外費用を加減しました経常利益は2,634万397円で、対前年度約2,580万円、49.5%の減となりました。

特別利益は2万5,544円、平成30年度の賞与引当金の戻入れによるものです。

特別損失は135万6,014円で、6月の職員の賞与引当金によるものでございます。

当年度の純利益は対前年度2,713万円、52%の減となりまして、2,500万9,927円となりました。前年度の繰越利益剰余金の1,366万6,881円に当年度の純利益を加え、当年度の未処分利益剰余金は3,867万6,808円となりました。

6ページを御覧ください。剰余金の計算書は、8ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減の内容を示したものとなります。剰余金は、減債積立金の年度末残高は、

前年度末残高から前年度処分額400万円を加算し8,469万円、建設改良費の積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額4,800万円を加算し4億1,056万5,896円で、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,366万6,881円に純利益2,500万9,927円を加えた3,867万6,808円となりました。

財政的基礎を確立し健全な経営を行うために、毎事業年度に生じた利益の一部等を議会の議決を経て処分する4番の剰余金処分計算書(案)として、当年度の未処分利益剰余金3,867万6,808円を減債積立金に400万円と、建設改良費積立金に2,100万円の2,500万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金については、前年度と同額程度の1,367万6,808円にしたいと考え、御議決いただきたく存じます。

続きまして、7、8ページの貸借対照表を御覧ください。資産の部、固定資産は、有形固定資産の現在高の合計は、対前年度3.1%増の25億1,489万4,876円となり、23ページ、24ページに資産明細書を記載しております。

流動資産では、対前年度22.6%増の7億6,061万4,441円となり、その内訳は、現金預金7億3,319万2,736円、未収金2,707万2,441円となりました。

水道料金の3月末の収納率は95.69%、前年の0.31%増です。なお、悪質な滞納者につきましては、給水停止を実施し、使用者の負担公平が図れるように努めてまいります。資産の合計は、対前年度比7.1%増の32億7,550万9,317円となりました。

8ページの負債の部につきましては、固定負債の合計は、対前年度比20.1%増の5億162万1,832円となっています。これは、企業債元金償還の増加によるものです。

流動負債の合計は、対前年度比228.3%増の1億8,208万5,106円となっております。流動負債のうち未払金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で572万854円、配水管及び配水補助管布設替工事等のその他の未払い金が1億4,325万3,170円となっております。

繰延収益は、長期前受金が対前年度比1.8%減の10億4,715万745円となりました。負債の合計は、対前年度約1億9,118万円増となる17億3,085万7,683円となりました。

資本の部においては、資本金合計10億1,071万8,930円となっております。

剰余金については、6ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本合計は15億4,465万1,634円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の32億7,550万9,137円で、令和2年3月31日現在における貸借対照表となりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明でございます。

9ページ以降につきましては附属書類でありますので、目をお通しください。

続きまして、下水道事業の決算の説明をさせていただきます。

令和元年度より地方公営企業法を適用し、企業会計に移行しております。こちらも消費税の取扱いは17ページの会計経理重要事項の消費税計数表のとおりとなっております。また、会計

方針などの注記については、29ページに掲載しております。

それでは、1ページ、2ページを御覧ください。収益的収入及び支出は、収益、決算5億1,824万9,813円、費用は決算額6億5,522万787円となりました。詳細につきましては、7ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。資本的収入及び支出は、収入は決算額5億9,808万713円となりました。これは、当該年度において建設改良工事等に係る企業債を借り入れたものでございます。

支出については、決算額6億6,782万7,462円となりました。主な建設改良工事の内訳は、13ページの事業報告内の工事概況に、償還等の詳細については25ページから28ページの企業債明細書のとおりとなっております。また、地方公営企業法26条の規定により、繰越額を1億1,793万9,500円計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,974万6,794円は引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分の損益勘定留保資金で補填をしております。

5ページ、6ページをお開きください。特例的収入及び支出は、法適用年度の前年度における未収金及び未払金についてでございます。

7ページの1年間の経営成績を示します損益計算書を御覧ください。節別の明細は、附属書類の19ページ以降に記載しております。

営業収益は2億4,891万4,300円となりました。営業収益の99%を占めます下水道使用料については、2億4,839万300円となりました。

業務量の概要が14ページに記載してありますので、御覧をください。

年度末の整備面積は515.41ヘクタールと、前年度に対して7.2ヘクタールの増、処理人数は1万9,650人で、前年度に対して46人の減、水洗人数は1万6,595人で、前年度に対して300人の増となっており、その結果普及率88.6%、水洗化率84.5%となりました。年間汚水処理水量は前年度より1%の減、268万223立方メートルとなっており、有収率は76.2%で、対前年度比0.1%減となりました。今後も定期的に管路調査を実施するなど、有収率の向上を図ってまいります。

7ページにお戻りください。営業費用は5億2,630万2,416円となり、主に木曾川右岸流域下水道維持管理負担金及び減価償却費、人件費等を計上しております。

営業外収益は2億4,813万6,783円となり、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入れ等を計上しております。

営業外費用は9,473万2,518円となり、消費税の3条振替分及び企業債取扱諸費等を計上しております。

営業損失と営業外収益、営業外費用を加減した経常損失は1億2,398万3,851円となりました。

特別損失は1,237万8,963円となりました。不納欠損処分、それから賞与引当金並びに平成30年度分の確定消費税分を計上しております。

当年度の純損益は1億3,636万2,814円、単年度赤字となっております。よって、当年度の未処理欠損金は1億3,636万2,814円となります。

8ページを御覧ください。剰余金計算書は、10ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金は、マイナス1億3,636万2,814円となっております。財政的基礎を確立し、健全な経営を行うために毎事業年度に生じた利益の一部等を議会の議決を経て処分することとなっておりますが、欠損金のため今回はございません。

4番の欠損金処理計算書についてですが、当年度の未処分利益剰余金、マイナスの1億3,636万2,814円を繰越欠損金として繰越しをいたします。

9ページ、10ページの貸借対照表を御覧ください。資産の部、固定資産では有形固定資産の現在高は101億5,030万3,361円、無形固定資産の現在高は8億6,521万8,842円となり、固定資産現残高は110億1,552万2,203円です。詳細につきましては、23、24ページの固定資産明細書のとおりでございます。

流動資産では1億3,795万981円となりまして、その内訳は、現金預金1億2,047万5,572円、未収金1,747万5,409円となりました。未収金の主なものは、下水道の使用料で、令和元年度現年度分未収は1,223万7,078円。3月末の収納率は95.46%でございます。なお、悪質な滞納者につきましては、水道事業と連携して使用者の負担公平が図られるように努めてまいります。

資産の合計は、111億5,347万3,184円となりました。

負債の部についてでございます。

固定負債は、39億9,201万4,493円となっております。これは、企業債等元金償還分でございます。

流動負債の合計は、5億4,194万9,205円となっております。流動負債のうち未払金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で1,467万4,626円、消費税未払分の営業外未払金で775万2,500円、管渠埋設工事、流域下水道建設負担金等のその他未払金で9,440万6,770円となっております。

繰延収益は、長期前受金が52億7,628万8,461円となりました。負債の合計は、98億1,025万2,159円でございます。

資本の部においては、資本金合計は14億7,958万3,839円となっております。

剰余金につきましては、8ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本合計は13億4,322万1,025円、負債と資本の合計につきましては、資産の合計と同額の111億5,347万3,184円で、令和2年3月31日現在における貸借対照表となりました。

以上で下水道事業会計の説明をさせていただきました。

11ページ以降につきましては決算の附属書類となっておりますので、お目通しをお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 令和元年度各会計の歳入歳出決算、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、令和元年度笠松町水道事業会計決算、令和元年度笠松町下水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

○監査委員（小林正明君） それでは、報告させていただきます。

お手元の審査意見についてを参照してください。

令和元年度決算審査意見、健全化判断比率及び資金不足比率について報告します。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法241条第5項の規定により基金の運用状況を示す書類を、令和2年8月17日、18日、24日の3日間にわたり笠松町役場特別会議室において審査いたしましたので、報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じて適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

審査の総括的意見として、本年度の一般会計及びこれに各特別会計を加えた決算総額につきましては、ただいま説明のとおりでありますので省略させていただきます。

そして、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については前年度の7,128万5,000円の黒字から、8,810万8,000円の赤字となりました。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%で、2年度続けて悪化しております。今後も町の財政状況は引き続き厳しい状況が続くと思慮されることから、歳入にあった一般財源の多くを占める税等の自主財源の確保充実や未収入額の縮減に最大限努める必要があります。

一方で、歳出にあっては、義務的経費をはじめ物件費、補助費等の経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹とし、各施策、事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化につながることを期待するものであります。

なお、一般会計及び特別会計の個別的審査意見は、手元に配付されているとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の目的及び用途を整理し、有効な活用方法について調査・研究をされるよう望むものであります。

また、公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

続いて、財政健全化法の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月17日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類についても適正かつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されておりません。

以上、調査結果の御報告とさせていただきます。

引き続きまして、令和元年度笠松町水道事業会計について報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年8月18日、笠松町役場特別会議室において、令和元年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので、御報告申し上げます。

収益的収入及び収益的支出並びに資本的収支につきましては、ただいま御報告のとおりであり省略させていただきます。

そこで、今後の水道事業については、新水道ビジョン及び経営戦略を基に水道事業の果たす役割を踏まえて、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震災害時に強い信頼性の高い水道を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金については、滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付されました決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

次に、下水道事業会計について御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年8月18日、笠松町役場特別会議室において、令和元年度笠松町下水道事業会計決算を審査しましたので、御報告申し上げます。

まず、下水道事業については令和元年度より特別会計から公営企業会計へ移行したため、現金2,776万7,886円と、未収・未払いとなった特例的収入1,165万1,095円と、支出2,451万528円を引き継いでおります。

なお、収益的収入及び収益的支出並びに資本的収支については、ただいま御報告のとおりで省略させていただきます。

同じく今後の下水道事業についても、笠松町下水道事業経営戦略を基に下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、経営基盤の一層の強化に努められるよう期待します。詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて下水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当に認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。第71号議案及び第72号議案の両意見書について、提案理由の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案及び第72号議案の提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りいたします。明9月9日から9月15日までの7日間は、議案精読のため休会とし、9月16日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月9日から9月15日までの7日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時42分

